

「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」 一覧表

整理番号	資料番号	諮問通知	諮問内容		制限措置（概要） （漁業種類、操業区域、船舶の総トン数など）	漁業を営む者の資格 （関係地区）	公示 隻数	申請 期間	備考	
			制限措置等 （案）	許可等の基準 （案）						
1	1-1	(水産林務部水産局漁業管理課) 令和8年2月12日 漁管第2280号	○	-	さんま棒受け網漁業 (オホーツク海海域、道内者)	宗谷・オホーツク海域 (10トン未満)	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	8隻	令和8年5月1日 ～ 令和8年6月1日	P1～16
						宗谷・オホーツク海域 (20トン未満)	北海道に住所を有する者	64隻		
						宗谷・オホーツク海域及び根室海峡海域 (10トン未満)	北海道に住所を有する者	26隻		
						宗谷・オホーツク海域及び根室海峡海域 (10トン以上20トン未満)	北海道に住所を有する者	36隻		
						宗谷・オホーツク海域及び根室海峡海域 (20トン以上40トン未満)	北海道に住所を有する者	17隻		
						宗谷・オホーツク海域及び根室海峡海域 (40トン以上200トン未満)	北海道に住所を有する者	23隻		
2	1-2	(水産林務部水産局漁業管理課) 令和8年2月13日 漁管第2283号	○	-	いか釣り漁業 (北海道沖合海域、道内者)	別表①のとおり		令和8年3月30日 ～ 令和8年4月30日	P17～32	
3	1-3		○	-	いか釣り漁業 (北海道沖合海域、道外者)	別表②のとおり		令和8年3月30日 ～ 令和8年4月30日	P33～46	
4	1-4		○	-	いるか突棒漁業 (北海道沖合海域、道内者)	北海道沖合海域 (20トン未満)	北海道に住所を有する者	6隻	令和8年6月1日 ～ 令和8年7月1日	P47～56
5	1-5	(水産林務部水産局漁業管理課) 令和8年2月13日 漁管第2283号	○	-	かにかご漁業 (べにずわいがに) (日本海北部海域)	日本海北部海域 (200トン未満)	宗谷総合振興局、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局管内に住所を有する者	3隻	令和8年4月30日 ～ 令和8年5月29日	P57～66
6	1-6	(水産林務部水産局漁業管理課) 令和8年2月16日 漁管第2308号	○	-	えびかご漁業 (利尻・礼文海域)	宗海共第49号共同漁業権漁場海域 (20トン未満)	宗谷総合振興局管内 (天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者	3隻	令和8年3月27日 ～ 令和8年4月27日	P67～76

別表① 漁業種類：いか釣り漁業（北海道沖合海域、道内者）

操業区域と船舶の総トン数			漁業を営む者の資格	公示 隻数	操業区域と船舶の総トン数			漁業を営む者の資格	公示 隻数
区分1	日本海海域、利礼海域 石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	3隻	区分25	道南・太平洋海域 オホーツク海海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	7隻
区分2	日本海海域 石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	46隻	区分26	根室海峡海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	35隻
区分3	日本海海域 利礼海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	4隻	区分31	道南・太平洋海域、根室海峡海域 噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	1隻
区分4	日本海海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	19隻	区分32	道南・太平洋海域 根室海峡海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	57隻
区分5	道南・太平洋海域 噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	95隻	区分34	日本海海域、道南・太平洋海域、根室海峡海域、 利礼海域、石狩・後志海域、噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	3隻
区分6	道南・太平洋海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	588隻	区分35	日本海海域、道南・太平洋海域、根室海峡海域、 石狩・後志海域、噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	4隻
区分7	オホーツク海海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	42隻	区分38	日本海海域、道南・太平洋海域 根室海峡海域、利礼海域、石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	3隻
区分8	日本海海域、道南・太平洋海域 利礼海域、石狩・後志海域、噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	1隻	区分39	日本海海域、道南・太平洋海域 根室海峡海域、石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	7隻
区分9	日本海海域、道南・太平洋海域 石狩・後志海域、噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	7隻	区分42	日本海海域、道南・太平洋海域、オホーツク 海海域、根室海峡海域、利礼海域、石狩・後 志海域、噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	4隻
区分11	日本海海域、道南・太平洋海域 噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	1隻	区分43	日本海海域、道南・太平洋海域、オホーツク 海海域、根室海峡海域、石狩・後志海域、噴 火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	2隻
区分12	日本海海域、道南・太平洋海域、利礼海域 石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	6隻	区分46	日本海海域、道南・太平洋海域、オホーツク 海海域、根室海峡海域、利礼海域、石狩・後 志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	20隻
区分13	日本海海域、道南・太平洋海域 石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	11隻	区分47	日本海海域、道南・太平洋海域、オホーツク 海海域、根室海峡海域、石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	11隻
区分16	日本海海域、道南・太平洋海域、オホーツク海海 域、利礼海域、石狩・後志海域、噴火湾海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	1隻	区分51	道南・太平洋海域、オホーツク海海域 根室海峡海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	12隻
区分20	日本海海域、道南・太平洋海域、オホーツク海海 域、利礼海域、石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	3隻	※1 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の 陸揚げ同意が必要				
区分21	日本海海域、道南・太平洋海域 オホーツク海海域、石狩・後志海域	30トン未満	北海道に住所を有する者 ※1	1隻					

別表② 漁業種類：いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）

操業区域と船舶の総トン数			漁業を営む者の資格		公示 隻数	操業区域と船舶の総トン数			漁業を営む者の資格		公示 隻数
区分1	日本海海域、利礼海域 石狩・後志海域	30トン未満	鳥取県に住所を有する者 ※1	1隻	区分32	道南・太平洋海域 根室海峡海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	2隻	青森県に住所を有する者 ※1	2隻
			長崎県に住所を有する者 ※1	2隻				岩手県に住所を有する者 ※1	1隻		
区分2	日本海海域 石狩・後志海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	2隻	区分38	日本海海域、道南・太平洋海域 根室海峡海域、利礼海域、石狩・後志海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	15隻	青森県に住所を有する者 ※1	15隻
			富山県に住所を有する者 ※1	1隻				岩手県に住所を有する者 ※1	1隻		
			鳥取県に住所を有する者 ※1	1隻				山形県に住所を有する者 ※1	3隻		
			長崎県に住所を有する者 ※1	1隻				石川県に住所を有する者 ※1	1隻		
区分3	日本海海域 利礼海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	1隻	区分39	日本海海域、道南・太平洋海域 根室海峡海域、石狩・後志海域	30トン未満	福井県に住所を有する者 ※1	3隻	青森県に住所を有する者 ※1	8隻
			石川県に住所を有する者 ※1	1隻				島根県に住所を有する者 ※1	1隻		
区分6	道南・太平洋海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	170隻	区分39	日本海海域、道南・太平洋海域 根室海峡海域、石狩・後志海域	30トン未満	岩手県に住所を有する者 ※1	11隻	青森県に住所を有する者 ※1	8隻
			宮城県に住所を有する者 ※1	5隻				岩手県に住所を有する者 ※1	1隻		
			山形県に住所を有する者 ※1	3隻				鳥取県に住所を有する者 ※1	3隻		
			長崎県に住所を有する者 ※1	1隻				長崎県に住所を有する者 ※1	1隻		
区分12	日本海海域、道南・太平洋海域 利礼海域、石狩・後志海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	3隻	※1	操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の 陸揚げ同意が必要		石川県に住所を有する者 ※1	1隻		
			福井県に住所を有する者 ※1	2隻							
			鳥取県に住所を有する者 ※1	1隻							
			長崎県に住所を有する者 ※1	1隻							
			青森県に住所を有する者 ※1	1隻							
区分13	日本海海域、道南・太平洋海域 石狩・後志海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	19隻				長崎県に住所を有する者 ※1	1隻		
			長崎県に住所を有する者 ※1	1隻							
区分14	日本海海域、道南・太平洋海域 利礼海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	3隻							
区分15	日本海海域 道南・太平洋海域	30トン未満	青森県に住所を有する者 ※1	1隻							
			千葉県に住所を有する者 ※1	1隻							
区分27	日本海海域、根室海峡海域 利礼海域、石狩・後志海域	30トン未満	鳥取県に住所を有する者 ※1	1隻							

漁管第 2 2 8 0 号

令和 8 年(2026年) 2 月12日

宗谷海区漁業調整委員会会長 様

北海道知事 鈴木直道



知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）
漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に
基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 諮問内容
制限措置の内容及び申請すべき期間について
- 2 対象漁業
別紙1のとおり
- 3 添付書類
別紙2のとおり

（水産林務部水産局漁業管理課管理調整第三係）

各知事許可漁業に係る関係海区漁業調整委員会一覧表

知事許可漁業の名称	関係海区漁業調整委員会										該当資料	
	渡島	檜山	石狩後志	留萌	宗谷	網走	胆振	日高	釧路十勝	根室		
(1)さんま樺受け網漁業 (オホーツク海海域、道内者)	-	-	-	-	●	●	-	-	-	●	●	資料1-1
	-	-	-	-	済	済	-	-	-	済	済	-
(2)さんま樺受け網漁業 (えりも以東太平洋海域、道内者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	資料1-2
	-	-	-	-	-	-	-	済	済	済	済	-
(3)さんま樺受け網漁業 (えりも以東太平洋海域、道外者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	資料1-3
	-	-	-	-	-	-	-	済	済	済	済	-
(4)さんま流し網漁業 (えりも以東海域、道内者)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	資料1-4
	-	-	-	-	-	-	-	済	済	済	済	-
(5)いか釣り漁業 (北海道沖合海域、道内者)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	資料1-5
	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	-
(6)いか釣り漁業 (北海道沖合海域、道外者)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	資料1-6
	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	-
(7)いるか突棒漁業 (北海道沖合海域、道内者)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	資料1-7
	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	-

※●は今回諮問事項

添付書類

- 1 制限措置等の公示（案）〔別紙1の関係漁業分〕 . . . 資料1-1、
1-5～1-7
- 2 公示（案）と前回公示との対比表〔別紙1の関係漁業分〕 . . . 参考資料
- 3 漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い〔別紙1の関係漁業分〕 . . . 参考資料

○排業海域

宗谷・オホーツク海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端を結ぶ線と、斜里郡と目梨郡との境界の知床岬突端から北緯44度33分9秒、東経145度37分45秒の点を結ぶ線及び北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線との間ににおけるオホーツク海海域。

ただし、次の海域を除く。我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (ア) 北海道オホーツク海側の野次原海岸線と東経144度8分45秒の線との交点から15度30分の線と網走市能取岬突端から45度の線との間の海域のうち、距岸1.6海里以内の海域
- (イ) 網走市能取岬突端から45度の線と知床岬突端から32度30分の線との間の海域のうち、距岸1.8海里以内の海域

稚室海峡海域

斜里郡と目梨郡との境界の知床岬突端から次の1から18までの点を順次に結んだ線以西のオホーツク海海域。

- 点1 北緯44度33分9秒、東経145度37分45秒の点
点2 北緯44度20分9秒、東経145度36分45秒の点
点3 北緯44度17分39秒、東経145度36分45秒の点
点4 北緯44度9分9秒、東経145度31分45秒の点
点5 北緯43度57分9秒、東経145度19分15秒の点
点6 北緯43度55分9秒、東経145度16分45秒の点
点7 北緯43度52分9秒、東経145度14分45秒の点
点8 北緯43度48分9秒、東経145度13分45秒の点
点9 北緯43度44分9秒、東経145度15分15秒の点
点10 北緯43度41分39秒、東経145度18分15秒の点
点11 北緯43度39分39秒、東経145度23分15秒の点
点12 北緯43度37分39秒、東経145度25分45秒の点
点13 北緯43度30分9秒、東経145度31分45秒の点
点14 北緯43度32分9秒、東経145度40分45秒の点
点15 北緯43度26分9秒、東経145度47分45秒の点
点16 北緯43度25分9秒、東経145度49分15秒の点
点17 北緯43度23分27秒、東経145度50分15秒の点
点18 納沙布岬灯台

(納沙布岬灯台と目梨島灯台とを結んだ線の中心点)

ただし、次の海域を除く。

- (ア) 知床岬突端から32度30分の線と野付郡重神崎灯台中心点から45度の線との間の海域のうち、距岸1海里以内の海域

さんま棒受け網漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い
(オホーツク海海域、道内者)

令和3年(2021年)1月29日
北海道水産林務部

(適用範囲)

第1 この取扱いは、オホーツク海海域において、動力漁船を使用して、さんま棒受け網により行う漁業の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に適用する。

(操業海域)

第2 操業海域は、次のとおりとする。

(1) 宗谷・オホーツク沖合海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端を結ぶ線と、斜里郡と目梨郡との境界の知床岬突端から北緯44度33分9秒、東経145度37分45秒の点を結ぶ線及び北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線との間におけるオホーツク海海域。

ただし、次の海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

(ア) 北海道オホーツク海側の最大高潮時海岸線と東経144度8分45秒の線との交点から15度30分の線と網走市能取岬突端から45度の線との間の海域のうち、距岸1.6海里以内の海域

(イ) 網走市能取岬突端から45度の線と知床岬突端から32度30分の線との間の海域のうち、距岸1.8海里以内の海域

(2) 根室海峡海域

斜里郡と目梨郡との境界の知床岬突端から次の1から18までの点を順次に結んだ線以西のオホーツク海海域。

- 点1 北緯44度33分9秒、東経145度37分45秒の点
- 点2 北緯44度20分9秒、東経145度36分45秒の点
- 点3 北緯44度17分39秒、東経145度36分45秒の点
- 点4 北緯44度9分9秒、東経145度31分45秒の点
- 点5 北緯43度57分9秒、東経145度19分15秒の点
- 点6 北緯43度55分9秒、東経145度16分45秒の点
- 点7 北緯43度52分9秒、東経145度14分45秒の点
- 点8 北緯43度48分9秒、東経145度13分45秒の点
- 点9 北緯43度44分9秒、東経145度15分15秒の点
- 点10 北緯43度41分39秒、東経145度18分15秒の点
- 点11 北緯43度38分39秒、東経145度23分15秒の点
- 点12 北緯43度37分39秒、東経145度25分45秒の点
- 点13 北緯43度30分9秒、東経145度31分45秒の点
- 点14 北緯43度32分9秒、東経145度40分45秒の点
- 点15 北緯43度26分9秒、東経145度47分45秒の点
- 点16 北緯43度25分9秒、東経145度49分15秒の点
- 点17 北緯43度23分27秒、東経145度50分15秒の点

(納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点)

点18 納沙布岬灯台

ただし、次の海域を除く。

(ア) 知床岬突端から32度30分の線と野付郡竜神崎灯台中心点から45度の線との間の海域のうち、距岸1海里以内の海域

(制限措置)

第3 北海道漁業調整規則(以下「規則という。’)第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

(1) 漁業種類

漁業種類は、さんま棒受け網漁業とする。

(2) 操業区域
操業区域は、第2に掲げる操業海域のうち、単海域又は複数海域からなる次の区域とする。

- ① 宗谷・オホーツク海海域
- ② 根室海峡海域
- ③ 宗谷・オホーツク海海域及び根室海峡海域

(3) 漁業時期

漁業時期は、(2) 操業海域、(4) 船舶の総トン数及び(6) 漁業を営む者の資格ごとに別紙1のとおりとする。

① 宗谷・オホーツク沖合海域

ア 総トン数20トン未満の漁船を使用する場合には、毎年、8月20日から12月25日までとする。ただし、宗谷総合振興局(天塩郡幌延町を除く。)管内に住所を有する者が、総トン数10トン未満の漁船を使用する場合には、毎年、8月1日から12月25日までとする。

イ 総トン数20トン以上の漁船を使用する場合には、毎年、10月5日から12月25日までとする。ただし、オホーツク総合振興局及び宗谷総合振興局(天塩郡幌延町を除く。)管内に住所を有する者であって、漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業に係る農林水産大臣の許可を有しない者が自己船を使用する場合には、毎年、8月20日から12月25日までとする。

② 根室海峡海域

ア 総トン数10トン未満の漁船を使用する場合には、毎年、7月1日から12月25日までとする。

イ 総トン数10トン以上40トン未満の漁船を使用する場合には、毎年、8月20日から12月25日までとする。

ウ 総トン数40トン以上の漁船を使用する場合には、毎年、9月1日から12月25日までとする。

(4) 船舶の総トン数

(2) 操業区域、(3) 漁業時期及び(6) 漁業を営む者の資格ごとに別紙1のとおりとする。

(5) 許可等すべき船舶等の数

さんまの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3(2)に掲げる操業区域及び(3) 漁業時期ごとに、別に定めるものとする。

(6) 漁業を営む者の資格

第3(2) 操業区域及び(3) 漁業時期ごとに、別紙1のとおりとする。

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度定めるものとする。

(許可等の条件)

第6 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

(1) 次の海域においては、操業してはならない。

(ア) 枝幸郡と紋別郡との最大高潮時海岸線における境界点から43度30分の線と北海道オホーツク海側の最大高潮時海岸線と北緯44度6分37秒、東経144度8分45秒の交点から15度30分の線との間の海域のうち、さけ定置漁業の漁具が設置されている場合は、その漁具の周辺500メートル以内の海域

- (2) 使用する漁船に集魚灯（探照灯又は投光器であって、集魚の目的をもって使用しうるよう設備されているものを含み、漁船の周辺に集まった魚を漁網による採捕が可能な水面に誘導するために用いる赤色灯を除く。）の消費電力の総和が120キロワットを超える設備をしてはならない。
- (3) さけ・ますが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- (4) さんま船上選別機を設置してはならない。
 (さんま船上選別機とは、以下のいずれかに該当する機器をいう。
 ① 漁獲物を魚体の大きさ別に船上で選別する機能を有する機器
 ② 漁獲物と海水を分離する機器であって、次に掲げる条件のいずれかに該当する機器
 ア 漁獲物と海水を分離する機能を有する格子状の部分（以下「セパレーター」という。）が、ローラー等により可動可能な機能を有するもの。
 イ セパレーターの隙間の間隔が8ミリメートルを超えるもの。
 ウ セパレーターが機器本体と容易に脱着できる構造となっているもの。)
- (5) 漁獲したさんまを海中投棄してはならない。
- (6) 知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じた場合は、これに従わなければならない。
- (7) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める区域に立ち入ってはならない。
 ただし、天災その他やむを得ない事情により立ち入った場合は、この限りではない。この場合にあつては、あらかじめ〇〇総合振興局長又は〇〇振興局長に報告しなければならない。

（資源管理等の取組の推進）

第7 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及びこの漁業を営む者と他種漁業を営む者との間で必要があると認める場合は、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

（許可等の申請）

第8 許可等の申請にあつては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者及び規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (2) 代表者選定届（共同経営の場合）
- (3) 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- (4) 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- (5) 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- (6) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- (7) 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- (8) 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合）
- (9) 別紙2に定める集魚灯設備の内容を記載した書類（漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第14項に定める北太平洋さんま漁業の許可を有する船舶の場合）
- (10) 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- (11) その他知事が特に必要と認めて指示した書類

（申請書の提出）

第9 申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめのうえ、住所地を所轄する総合振興局及び振興局長に提出するものとする。

（許可等の基準）

第10 第3（5）の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があつた場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙3のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第11 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙4により、知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめのうえ、提出するものとする。

(許可番号の表示)

第12 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

○オさんま第△△△□□□□号

(注) 1 ○は許可処分の総合振興局又は振興局の頭文字を、△△△は漁協番号(3桁)を、□□□□は許可一連番号(4桁)を記入する。

(許可証の交付)

第13 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。なお、毎年、漁期前に実地検査を受けるものとする。

また、実地検査を実施した総合振興局又は振興局は、実地検査終了後、操業区域に面する総合振興局又は振興局に実地検査調書(写)を送付するものとする。

附 則

1 昭和53年7月1日施行の「さんま棒受け網漁業の許可等に関する取扱方針(オホーツク海海域、道内者)」は廃止する。

2 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年1月29日漁管第2248号)

1 この取扱いは、令和3年1月29日から施行する。

(改正経過)

1 令和2年12月1日 施行

2 令和3年1月29日 一部改正

別紙 1

漁業を営む者の資格（操業区域、漁業時期毎）				
操業区域 第3（2）関係	漁業時期 第3（3）関係	船舶総トン数 第3（4）関係	船舶等の数 第3（5）関係	漁業を営む者の資格 第3（6）関係
宗谷・オホーツク海域	毎年、8月1日から12月25日まで	10トン未満	公示の都度、別に定める。	宗谷総合振興局管内に住所を有する者
	毎年、8月20日から12月25日まで	20トン未満	同上	北海道に住所を有する者
	毎年、10月5日から12月25日まで	20トン以上200トン未満	同上	北海道に住所を有する者
	毎年、8月20日から12月25日まで	同上	同上	宗谷総合振興局又はオホーツク総合振興局管内に住所を有する者 北太平洋さんま漁業の許可を有しておらず、自己所有船を使用する者
根室海峡海域	毎年、7月1日から12月25日まで	10トン未満	同上	北海道に住所を有する者
	毎年、8月20日から12月25日まで	10トン以上40トン未満	同上	同上
	毎年、9月1日から12月25日まで	40トン以上200トン未満	同上	同上
宗谷・オホーツク海域 及び根室海峡海域	宗谷・オホーツク：毎年、8月1日から12月25日まで 根室海峡：毎年、7月1日から12月25日まで	10トン未満	同上	宗谷総合振興局管内に住所を有する者
	宗谷・オホーツク：毎年、8月20日から12月25日まで 根室海峡：毎年、7月1日から12月25日まで	10トン未満	同上	北海道に住所を有する者
	宗谷・オホーツク：毎年、8月20日から12月25日まで 根室海峡：毎年、8月20日から12月25日まで	10トン以上20トン未満	同上	同上
	宗谷・オホーツク：毎年、8月20日から12月25日まで 根室海峡：毎年、8月20日から12月25日まで	20トン以上40トン未満	同上	宗谷総合振興局又はオホーツク総合振興局管内に住所を有する者 北太平洋さんま漁業の許可を有しておらず、自己所有船を使用する者
	宗谷・オホーツク：毎年、10月5日から12月25日まで 根室海峡：毎年、8月20日から12月25日まで	20トン以上40トン未満	同上	北海道に住所を有する者
	宗谷・オホーツク：毎年、8月20日から12月25日まで 根室海峡：毎年、9月1日から12月25日まで	40トン以上200トン未満	同上	宗谷総合振興局又はオホーツク総合振興局管内に住所を有する者 北太平洋さんま漁業の許可を有しておらず、自己所有船を使用する者
	宗谷・オホーツク：毎年、10月5日から12月25日まで 根室海峡：毎年、9月1日から12月25日まで	40トン以上200トン未満	同上	北海道に住所を有する者

別紙 2

「別紙2」

集魚灯設備の対比表

氏名	
船名	

区 分	製作所及び型式	消費電力(Kw)	数量(個)	消費電力の合計(Kw)	オホーツク海域操業時の設備	
					数量(個)	消費電力の合計(Kw)
(白熱灯)						
(蛍光灯)						
(LED灯)						
(メタハララック)						
(HIDランプ)						
(水銀灯)						
(探照灯)						
(投光器)						
合 計						

別紙3
許可等の基準（第10関係）

申請者区分	優先位	基準	許可等者の決定方法								
操業実績者	第1位	従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者である者。【操業実績者】	許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等に決定する。 当該順位を公示隻数を超過する場合は、当該順位を超過する者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を選定する。								
	第2位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者である者で、従前許可の有効期間中の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第11条第1項第1号に該当しない者）【操業実績者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位を超過する場合は、当該順位を超過する者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を選定する。								
新規者	第3位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位を超過する場合は、当該順位を超過する者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を選定する。								
	第4位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第11条第1項第1号に該当しない者）【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位を超過する場合は、当該順位を超過する者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を選定する。								
	第5位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位を超過する場合は、当該順位を超過する者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を選定する。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>勘案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者の漁業経験</td> <td>この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> </tbody> </table>	勘案事項	基準	配点	申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3点 2点 1点	申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3点 2点 1点
勘案事項	基準	配点									
申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3点 2点 1点									
申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3点 2点 1点									

（注）随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。

別紙 4

別紙4

年 さんま棒受け網漁業(オホーツク海海域)の資源管理等の状況報告書

北海道知事様

使用漁船		乗組員数		所属漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自家分	

許可番号	第 号
住所	
漁業者氏名	
船名	
報告年月日	

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

月別	主たる操業位置 (沖底漁区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額 (上段:キログラム、下段:円)				
							その他	合計
月		日						
合計								

経 費 (円)								差引損益(円)
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	飼料費	その他	合計	

資 源 管 理 の 状 況 等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁(〇〇部会による合意事項)、〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に〇基設置)、有害生物の除去(〇月に〇〇を〇〇kg)等を記載
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

【参考】公示(案)と前回公示との対比表(さんま棒受け網漁業・オホーツク海海域・道内者)

操業区域	宗谷・オホーツク海海域				根室海峡海域				宗谷・オホーツク海海域 及び根室海峡海域						計
	10ト未満 宗谷管内	20ト未満 北海道	20ト以上 200ト未満 北海道	20ト以上 200ト未満 宗谷又は 林-ツ管内	10ト未満 北海道	10ト以上 40ト未満 北海道	10ト以上 40ト未満 北海道	40ト以上 200ト未満 北海道	10ト未満 宗谷管内	10ト未満 北海道	10ト以上 20ト未満 北海道	20ト以上 40ト未満 宗谷又は 林-ツ管内	20ト未満 40ト未満 北海道	40ト以上 200ト未満 宗谷又は 林-ツ管内	
船舶の総トン数	10	65	0	0	0	0	0	0	0	28	46	22	0	23	194
資格要件															
前回公示数量(A) (R5.4.28)															
R8公示(案)(B) (R8.5.1(予定))	8	64	0	0	0	0	0	0	0	26	36	17	0	23	174
内訳															
渡島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
胆振	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
日高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
十勝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	4	0	6	26
根室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12	12	0	13	40
宗谷	8	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	22
林-ツ	0	51	0	0	0	0	0	0	0	11	16	1	0	0	79
前回公示との差 (B) - (A)	-2	-1	0	0	0	0	0	0	0	-2	-10	-5	0	0	-20

北海道告示第 267 号 第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号）第 5 条第 1 項第 16 号に掲げるいか釣り漁業（北海道沖合海域）について、その許可又は起業の認可を申請すべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

(1) 漁業種類 いか釣り漁業	制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
	(2) 操業区域 別紙に定める区分 1	(3) 漁業時期 別紙のとおり	(4) 許可又は起業の認可を申請すべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
	区分 1	別紙のとおり	3 隻	30 トン未満	① 北海道に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港灣又は漁港）に所在する漁業協同組合の賛揚が得られている者であること。	令和 8 年 3 月 30 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までとする。 2 起業の認可の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。なお、北海道漁業調整規則第 8 条の規定による当該漁業の起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から 1 に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。
	区分 2	同上	46 隻	同上	同上	同上	3 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する総合振興局又は振興局産業振興部水産課とする。
	区分 3	同上	4 隻	同上	同上	同上	4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 道南・太平洋海域においては、定置（小定置網を含む）、区画漁業の敷設漁具から 500 メートル以上離れて操業しなければならない。 (2) 道南・太平洋海域のうち、次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域においては、次の間、操業を行ってはならない。 ① 北斗市葛登支岬灯台中心点 ② 北斗市葛登支岬灯台中心点から 180 度、27,470m の点 ③ 北斗市葛登支岬灯台中心点から 136 度 57 分、15,340m の点 ④ 函館市汐首岬灯台中心点から 180 度、7,440m の点 ⑤ 函館市汐首岬灯台中心点 ア 6 月 1 日から 10 月 31 日まででは、日の出から日没まで イ 11 月 1 日から 12 月 31 日まででは、日の出から正午まで
	区分 4	同上	19 隻	同上	同上	同上	(3) 集魚灯であって消費電力の総和が 160kw を越える設備をしてはならない。消費電力の総和とは、放電灯に類するものにおいては、安定器の最大消費電力の合計 kw 数、日熱灯に類するものにおいては、電球の消費電力の合計 kw 数、これらを併用する場合にあっては、その合計 kw 数とする。
	区分 5	同上	95 隻	同上	同上	同上	(4) 集魚用水中灯は使用してはならない。
	区分 6	同上	588 隻	同上	同上	同上	(5) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、北海道知事に報告しなければならない。 (陸揚港)
	区分 7	同上	42 隻	同上	同上	同上	(6) 操業する場合には、別に示す標旗掲げなければならない。
	区分 8	同上	1 隻	同上	同上	同上	(7) 北海道漁業調整規則第 33 条第 1 項に基づく別表第 3 に定める 1 から 22 までの点を順次結んだ線及び 22 の点から真方位 160 度の線以東の海域に立ち入ってはならない。暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りではない。
	区分 9	同上	7 隻	同上	同上	同上	(8) 北海道知事が漁業調整上操業に関して必要な事項を指示した場合は、これに従わなければならない。
	区分 11	同上	1 隻	同上	同上	同上	
	区分 12	同上	6 隻	同上	同上	同上	
	区分 13	同上	11 隻	同上	同上	同上	

(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	制限措置				許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
			(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
いか釣り漁業	区分16	別紙のとおり	1隻	30トン未満	① 北海道に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の提携同意が得られている者であること。	令和8年3月30日から 令和8年4月30日まで		
	区分20	同上	3隻	同上	同上	同上		
	区分21	同上	1隻	同上	同上	同上		
	区分25	同上	7隻	同上	同上	同上		
	区分26	同上	35隻	同上	同上	同上		
	区分31	同上	1隻	同上	同上	同上		
	区分32	同上	57隻	同上	同上	同上		
	区分34	同上	3隻	同上	同上	同上		
	区分35	同上	4隻	同上	同上	同上		
	区分38	同上	3隻	同上	同上	同上		
	区分39	同上	7隻	同上	同上	同上		
	区分42	同上	4隻	同上	同上	同上		
	区分43	同上	2隻	同上	同上	同上		
	区分46	同上	20隻	同上	同上	同上		

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可を申請すべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
いか釣り漁業	区分47	別紙のとおり	11隻	30トン未満	① 北海道に住所を有する者 ② 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の賛揚げ同意が得られている者であること。		令和8年3月30日から 令和8年4月30日まで	
	区分51	同上	12隻	同上	同上		同上	

【操業区域】

区分	操業区域	区分	操業区域	区分	操業区域
1	日本海海域 利礼海域 石狩・後志海域	19	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 噴火湾海域	37	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 噴火湾海域
2	日本海海域 石狩・後志海域	20	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域 石狩・後志海域	38	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
3	日本海海域 利礼海域	21	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 石狩・後志海域	39	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 石狩・後志海域
4	日本海海域	22	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域	40	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域
5	道南・太平洋海域 噴火湾海域	23	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域	41	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域
6	道南・太平洋海域	24	道南・太平洋海域 オホーツク海海域 噴火湾海域	42	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域
7	オホーツク海海域	25	道南・太平洋海域 オホーツク海海域	43	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域 噴火湾海域
8	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	26	根室海峡海域	44	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 噴火湾海域
9	日本海海域 道南・太平洋海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	27	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域	45	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 噴火湾海域
10	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 噴火湾海域	28	日本海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域	46	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
11	日本海海域 道南・太平洋海域 噴火湾海域	29	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域	47	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域
12	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 石狩・後志海域	30	日本海海域 根室海峡海域	48	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域
13	日本海海域 道南・太平洋海域 石狩・後志海域	31	道南・太平洋海域 根室海峡海域 噴火湾海域	49	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域
14	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域	32	道南・太平洋海域 根室海峡海域	50	道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 噴火湾海域
15	日本海海域 道南・太平洋海域	33	オホーツク海海域 根室海峡海域	51	道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域
16	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	34	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	52	日本海海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
17	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	35	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 石狩・後志海域 噴火湾海域		
18	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域 噴火湾海域	36	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 噴火湾海域		

【操業海域と漁業時期】

1 日本海海域

・操業海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西、久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位297度30分の線以北の日本海海域。ただし、5の利礼海域及び6の石狩・後志海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで

2 道南・太平洋海域

・操業海域

久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位297度30分の線以南の日本海海域及び次の各線以西の太平洋海域。ただし、7の噴火湾海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (1) 根室市納沙布岬灯台中心点と北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる17から22までの点を順次結んだ線
- (2) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる22の点から真方位160度の線

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで（ただし、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以东、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から11月30日までとし、沙流郡と勇払郡境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以东、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から12月31日までとする。）

3 オホーツク海海域

・操業海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以东、次の(1)から(3)の各点を順次結んだ線以西のオホーツク海海域。ただし、次の(4)及び(5)の両線間のうち最大高潮時海岸線から2海里以内の海域を除き、東経145度37分45秒の線以西の我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (1) 斜里郡と目梨郡との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から真方位32度30分1.3海里の点
- (3) 北緯46度8秒東経146度47分44秒の点
- (4) 枝幸郡と紋別郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線
- (5) 斜里郡と目梨郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線

・漁業時期

毎年、8月1日から12月31日まで

4 根室海峡海域

・操業海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 斜里郡と目梨郡との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から真方位32度30分1.3海里の点
- (3) (2)の点から北緯46度8秒東経146度47分44秒の点に至る線と東経145度37分45秒の線との交点
- (4) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる点のうち1から17までの点
- (5) 根室市納沙布岬灯台中心点

・漁業時期

毎年、7月1日から翌年1月31日まで

5 利礼海域

・操業海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 天塩郡の最大高潮時海岸線と北緯45度8秒の線との交点
- (2) 北緯45度8秒東経140度49分46秒の点
- (3) 北緯45度40分8秒東経140度49分46秒の点
- (4) 稚内市宗谷岬灯台中心点と樺太西能登呂岬灯台中心点とを結んだ線と北緯45度40分8秒の線との交点
- (5) 稚内市宗谷岬灯台中心点

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで

6 石狩・後志海域

・操業海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 久遠・島牧両郡界茂津多岬突端
- (2) 茂津多岬突端正北の線と石狩市と増毛町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線との交点
- (3) 石狩市と増毛町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

・漁業時期

毎年、6月1日から翌年1月31日まで

7 噴火湾海域

・操業海域

茅部郡森町砂崎灯台と室蘭市マスイ岬突端とを結んだ線以西の海域。ただし、最大高潮時海岸線から2.7海里以内の海域を除く。

・漁業時期

毎年、6月1日から10月31日まで（ただし、噴火湾海域の地区内に住所を有するものに限り6月1日から11月20日までとする。）

いか釣り漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い（道内者）

令和3年（2021年）1月29日
北海道水産林務部

（適用範囲）

第1 この取扱いは、北海道沖合海域（日本海海域、道南・太平洋海域、オホーツク海海域及び根室海峡海域）において、動力漁船を使用して、いか釣りにより行う漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に適用する（やりいかを主たる漁獲の対象とする漁業を除く。）。

（操業海域）

第2 操業海域は、次のとおりとする。

1 日本海海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西、久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位297度30分の線以北の日本海海域。ただし、5の利礼海域及び6の石狩・後志海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

2 道南・太平洋海域

久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位297度30分の線以南の日本海海域及び次の各線以西の太平洋海域。ただし、7の噴火湾海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (1) 根室市納沙布岬灯台中心点と北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる17から22までの点を順次結んだ線
- (2) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる22の点から真方位160度の線

3 オホーツク海海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以東、次の(1)から(3)の各点を順次結んだ線以西のオホーツク海海域。ただし、次の(4)及び(5)の両線間のうち最大高潮時海岸線から2海里以内の海域を除き、東経145度37分45秒の線以西の我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (1) 斜里郡と目梨郡との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から真方位32度30分1.3海里の点
- (3) 北緯46度8秒東経146度47分44秒の点
- (4) 枝幸郡と紋別郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から43度30分の線
- (5) 斜里郡と目梨郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分の線

4 根室海峡海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 斜里郡と目梨郡との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から真方位32度30分1.3海里の点
- (3) (2)の点から北緯46度8秒東経146度47分44秒の点に至る線と東経145度37分45秒の線との交点
- (4) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる点のうち1から17までの点
- (5) 根室市納沙布岬灯台中心点

5 利礼海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 天塩郡の最大高潮時海岸線と北緯45度8秒の線との交点
- (2) 北緯45度8秒東経140度49分46秒の点
- (3) 北緯45度40分8秒東経140度49分46秒の点
- (4) 稚内市宗谷岬灯台中心点と樺太西能登呂岬灯台中心点とを結んだ線と北緯45度40分8秒の線との交点
- (5) 稚内市宗谷岬灯台中心点

6 石狩・後志海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 久遠・島牧両郡界茂津多岬突端
- (2) 茂津多岬突端正北の線と石狩市と増毛町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線との交点
- (3) 石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

7 噴火湾海域

茅部郡森町砂崎灯台と室蘭市マスイチ岬突端とを結んだ線以西の海域。ただし、最大高潮時海岸線から2.7海里以内の海域を除く。

(制限措置)

第3 北海道漁業調整規則（以下「規則という。」）第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

1 漁業種類

漁業種類は、いか釣り漁業とする。

2 操業区域

操業区域は、第2に掲げる操業海域のうち、単海域又は複数海域からなる区域であって、別紙1のとおりとする。

3 漁業時期

漁業時期は、操業海域ごとに次のとおりとする。

- (1) 日本海海域
毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。
- (2) 道南・太平洋海域
毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。
ただし、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以東、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から11月30日までとし、沙流郡と勇払郡境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以東、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から12月31日までとする。
- (3) オホーツク海海域
毎年、8月1日から12月31日までとする。
- (4) 根室海峡海域
毎年、7月1日から翌年1月31日までとする。

- (5) 利礼海域
毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。
- (6) 石狩・後志海域
毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。
- (7) 噴火湾海域
毎年、6月1日から10月31日までとする。
ただし、噴火湾海域の地区内に住所を有するものに限り6月1日から11月20日までとする。

4 船舶の総トン数
総トン数30トン未満とする。

5 許可等すべき船舶等の数
するめいかの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3の2に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

- 6 漁業を営む者の資格
- (1) 北海道に住所を有する者であること。
 - (2) 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。

（許可等の有効期間）

第4 許可の有効期間は、3年以内とする。
また、起業の認可の有効期間は、1年以内とする。

（許可等の申請期間）

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度定めるものとする。

（漁獲物の陸揚港の制限）

第6 漁獲物の陸揚港は、次の操業区域に面する地区内に選定しなければならず、選定の条件は次のとおりとする。

ただし、操業できない区域に面する地区に漁獲物の陸揚港を選定することは認めない。

- 1 日本海海域、石狩・後志海域及び利礼海域 7港以内
ただし、石狩・後志海域においては次のとおりとする。

石狩・後志 海域	2港以内（ただし、2港を選定する場合は、北後志及び石狩地区から1港、南後志地区から1港とし、次の中から選定する。なお、日本海海域に面する地区内に住所を有する者を除く。）
	《北後志及び石狩地区》 石狩市、小樽市、余市町、古平町、積丹町に位置する港
	《南後志地区》 神恵内村、泊村、岩内町、蘭越町、寿都町、島牧村に位置する港

- 2 道南・太平洋海域 15港以内
ただし、檜山振興局管内（八雲町熊石を含む）に住所を有する者は、檜山振興局管内（八雲町熊石を含む）の港を5港まで追加できるものとする。
- 3 オホーツク海海域 3港以内

4 根室海峡海域 3港以内（羅臼港、根室港、尾岱沼港、標津港のうち）

ただし、羅臼町に住所を有する者は、次に掲げる3港以内とする。（相泊港、知円別港、オッカバケ港、羅臼港、松法港、於尋麻布港、峯浜港、根室港、尾岱沼港、標津港）

（許可等の条件）

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

- 1 道南・太平洋海域においては、定置（小定置網を含む）、区画漁業の敷設漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。
- 2 道南・太平洋海域のうち、次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域においては、次の間、操業を行ってはならない。
 - (1) 北斗市葛登支岬灯台中心点
 - (2) 北斗市葛登支岬灯台中心点から180度、27,470mの点
 - (3) 北斗市葛登支岬灯台中心点から136度5.7分、15,340mの点
 - (4) 函館市汐首岬灯台中心点から180度、7,440mの点
 - (5) 函館市汐首岬灯台中心点
 - ア 6月1日から10月31日までは、日の出から日没まで
 - イ 11月1日から12月31日までは、日の出から正午まで
- 3 集魚灯であって消費電力の総和が160kwを越える設備をしてはならない。
消費電力の総和とは、放電灯に類するものにあつては、安定器の最大消費電力の合計kw数、白熱灯に類するものにあつては、電球の消費電力の合計kw数、これらを併用する場合にあつては、その合計kw数とする。
- 4 集魚用水中灯は使用してはならない。
- 5 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。
やむを得ない事由により、次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、北海道知事に報告しなければならない。
（陸揚港）
- 6 操業する場合には、別に示す標旗を掲げなければならない。
- 7 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める1から22までの点を順次結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入ってはならない。
ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りではない。
この場合にあつては、あらかじめ北海道知事に報告しなければならない。
- 8 北海道知事が漁業調整上操業に関して必要な事項を指示した場合は、これに従わなければならない。

（資源管理等の取組の推進）

第8 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及びこの漁業を営む者と他種漁業を営む者との間で、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

（許可等の申請）

第9 許可等の申請にあたっては、規則第9条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者及び規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- 2 代表者選定届（共同経営の場合）

- 3 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- 4 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- 5 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- 6 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき北海道知事が認可した法人を除く。））
- 7 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第15条第1項第2号から第4号による申請の場合）
- 8 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合）
- 9 陸揚げ港に所在する漁業協同組合等の陸揚げ同意書
- 10 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- 11 その他知事が特に必要と認めて指示した書類

（申請書の提出）

第10 申請書は、申請者が漁業協同組合の組合員である場合は、当該組合がとりまとめのうえ、住所地を管轄する総合振興局長又は振興局長に提出するものとする。

（許可等の基準）

第11 第3の5の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があった場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙2のとおりとする。

（資源管理の状況等の報告等）

第12 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙3により、知事に提出するものとする。

なお、許可を受けた者が漁業協同組合の組合員の場合は、所属する漁業協同組合がとりまとめのうえ、提出するものとする。

（許可番号の表示）

第13 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「△いか第〇〇〇〇〇〇〇号」

（注）△は当該総合振興局又は振興局名の頭文字を表示する。

（許可証の交付）

第14 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

- 1 平成2年4月12日施行の「いか釣り漁業の許可等に関する取扱方針」は廃止する。
- 2 この取扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日漁管第2248号）

- 1 この取扱いは、令和3年1月29日から施行する。

（改正経過）

- 1 令和2年12月1日 施行
- 2 令和3年1月29日 一部改正

別紙1 操業区域

区分	操業区域	区分	操業区域	区分	操業区域
1	日本海海域 利礼海域 石狩・後志海域	19	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 噴火湾海域	37	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 噴火湾海域
2	日本海海域 石狩・後志海域	20	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域 石狩・後志海域	38	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
3	日本海海域 利礼海域	21	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 石狩・後志海域	39	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 石狩・後志海域
4	日本海海域	22	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域	40	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域
5	道南・太平洋海域 噴火湾海域	23	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域	41	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域
6	道南・太平洋海域	24	道南・太平洋海域 オホーツク海海域 噴火湾海域	42	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域
7	オホーツク海海域	25	道南・太平洋海域 オホーツク海海域	43	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域 噴火湾海域
8	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	26	根室海峡海域	44	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 噴火湾海域
9	日本海海域 道南・太平洋海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	27	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域	45	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 噴火湾海域
10	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 噴火湾海域	28	日本海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域	46	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
11	日本海海域 道南・太平洋海域 噴火湾海域	29	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域	47	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域
12	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 石狩・後志海域	30	日本海海域 根室海峡海域	48	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域
13	日本海海域 道南・太平洋海域 石狩・後志海域	31	道南・太平洋海域 根室海峡海域 噴火湾海域	49	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域
14	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域	32	道南・太平洋海域 根室海峡海域	50	道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 噴火湾海域
15	日本海海域 道南・太平洋海域	33	オホーツク海海域 根室海峡海域	51	道南・太平洋海域 オホーツク海海域 根室海峡海域
16	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	34	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	52	日本海海域 オホーツク海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
17	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 石狩・後志海域 噴火湾海域	35	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 石狩・後志海域 噴火湾海域		
18	日本海海域 道南・太平洋海域 オホーツク海海域 利礼海域 噴火湾海域	36	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 噴火湾海域		

別紙2
許可等の基準（第11関係）

申請者区分	優先順位	基準	許可等者の決定方法								
操業実績者	第1位	従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者である者。【操業実績者】	許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等に決定する。 当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第2位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第11条第1項第1号に該当しない者）【操業実績者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
新規者	第3位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第4位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第11条第1項第1号に該当しない者）【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第5位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によりくじ引きを行い、許可等する者を定める。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者の漁業経験</td> <td>この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> </tbody> </table>	勤案事項	基準	配点	申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3点 2点 1点	申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3点 2点 1点
勤案事項	基準	配点									
申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3点 2点 1点									
申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3点 2点 1点									

（注）随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。

年 いか釣り漁業の資源管理等の状況報告書

北海道知事様

使用漁船		乗組員数		所属漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自家分	

許可番号	第 号
住所	
漁業者氏名	
船名	
報告年月日	

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

月別	主たる 操業位置 (沖底漁区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額 (上段:キログラム、下段:円)				
				するめいか			その他	合計
月		日						
合計								

経 費 (円)								差引損益(円)
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	飼料費	その他	合計	

資 源 管 理 の 状 況 等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁(〇〇部会による合意事項)、〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に〇基設置)、有害生物の除去(〇月に〇〇を〇〇kg)等を記載
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

別記 標旗の様式

600mm



400mm

※○は元号及び年を記載する。

- 1 文字の色は、黒色とする。
- 2 地色については、操業海域ごとに次のとおりとする。

操 業 区 域	標旗の地色	種 類
利礼海域	赤 色	A
石狩・後志海域	黄 色	B
日本海海域	緑 色	C
噴火湾海域及び道南・太平洋海域	青 色	D
道南・太平洋海域	橙 色	E
オホーツク海海域	白 色	F
根室海峡海域	紫 色	G

【参考】公示(案)と前回公示との対比表（いか釣り漁業・北海道沖合海域・道内者）

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	13	16	17	20	21	25	26	31	32	34	35	38	39	41	42	43	46	47	50	51	52		
	日本海 石狩・後志 利尻	日本海 石狩・後志 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	日本海 利尻	
前回公示個数(A) (R8.3.28)	4	48	3	19	95	644	43	1	18	1	12	15	1	2	3	1	7	56	0	56	1	6	6	6	6	1	2	7	15	26	2	14	0	1,115
R8公示(案)(B) (R8.3.30(予定))	3	46	4	19	95	588	42	1	7	1	6	11	1	1	0	3	1	7	35	1	57	3	4	3	7	0	4	2	20	11	0	12	0	994
石狩	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
後志	1	43	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51
檜山	0	0	0	0	0	64	0	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	3	0	0	0	3	0	0	0	0	80
渡島	0	0	0	0	72	302	0	1	6	0	1	6	1	0	0	1	0	0	0	0	1	4	1	2	0	4	2	15	4	0	0	0	0	424
胆振	0	0	0	0	23	71	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98
日高	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58
十勝	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
釧路	0	0	0	0	0	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89
根室	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	45	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	0	91
留萌	0	1	0	19	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
宗谷	2	0	4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
オホshima	0	0	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
前回公示との差 (B) - (A)	-1	-2	1	0	0	-56	-1	0	-11	0	-6	-4	0	-2	0	0	0	-21	1	1	2	-2	-3	-3	1	-1	2	-5	5	-15	-2	0	-121	

北海道告示第 漁業法(昭和24年法律第267号) 第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号) 第5条第1項第16号に掲げるいか釣り漁業(北海道沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数を次のとおり定める。

(案)

(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	制限措置			(6)漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
			(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
いか釣り漁業	別紙に定める区分1	別紙のとおり	1隻	30トン未満	① 豊後町に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 長崎県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	1 許可の有効期間は、令和8年6月1日から令和8年6月1日から令和8年11月30日までとする。 2 起業の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3 申請書の提出先は、水産林務部水産局漁業管理課とする。 4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 道南・太平洋海域においては、定置(小定置網を含む)、区画漁業の敷設漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。 (2) 道南・太平洋海域のうち、次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域においては、次の間、操業を行ってはならない。 ① 北斗市豊登支脚灯台中心点 ② 北斗市豊登支脚灯台中心点から180度、27,470mの点 ③ 北斗市豊登支脚灯台中心点から136度5.7分、15,340mの点 ④ 函館市汐首灯台中心点から180度、7,440mの点 ⑤ 函館市汐首灯台中心点 ア 6月1日から10月31日までは、日の出から日没まで イ 11月1日から12月31日までは、日の出から正午まで (3) 集魚灯であって消費電力の総和が160kwを超える設備をしてはならない。 消費電力の総和とは、放電灯に類するものにはあつては、安定器の最大消費電力の合計kw数、白熱灯に類するものにはあつては、電球の消費電力の合計kw数、これらを併用する場合にあつては、その合計kw数とする。 (4) 集魚用水中灯は使用してはならない。 (5) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 (6) 操業する場合には、別に示す標旗を掲げなければならない。 (7) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める1から22までの点を順次結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入ってはならない。 (8) 北海道漁業調整規則第33条第1項に基づく別表第3に定める1から22までの点を順次結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入る場合は、この限りではない。 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入り入る場合を指すものではない。 この場合にあつては、あらかじめ北海道知事に報告しなければならない。 (9) 北海道知事が漁業調整上操業に關して必要な事項を指示した場合は、これに従わなければならない。		
			2隻					
		2隻	同上	① 青森県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
		1隻		① 青森県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
		1隻		① 長崎県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 石川県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
		1隻		① 青森県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
	区分3	区分6	同上	1隻	同上	① 青森県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上	
				1隻				
			170隻	同上	① 青森県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			11隻		① 青森県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			5隻		① 青森県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			3隻		① 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。 ② 山形県に住所を有する者 操業区域に面する北海道内の港(港湾又は漁港)に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)漁業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
いか釣り漁業	区分12	別紙のとおり	3隻	30トン未満	① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	令和8年3月30日から 令和8年4月30日まで		
			1隻		① 石川県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			2隻		① 福井県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			1隻		① 鳥取県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			1隻		① 長崎県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			19隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
	区分13	同上	1隻	同上	① 長崎県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上		
			3隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			1隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
	区分14	同上	1隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上		
			3隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
			1隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。			
区分15	同上	1隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上			
		1隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
		1隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
区分27	同上	1隻	同上	① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上			
		2隻		① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
		1隻		① 岩手県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
区分32	同上	1隻	同上	① 岩手県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。	同上			
		2隻		① 岩手県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				
		1隻		① 岩手県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。				

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)漁業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			
いか釣り漁業	区分38	別紙のとおり	15隻	30トン未満	令和8年3月30日から 令和8年4月30日まで		
							(6)漁業を営む者の資格
							① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 岩手県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 山形県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 石川県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 福井県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 鳥根県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
区分39	同上	同上	8隻	同上	同上		
							(6)漁業を営む者の資格
							① 青森県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 岩手県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 鳥取県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。
							① 長崎県に住所を有する者 ② 漁業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。

【操業区域】

区分	操業区域	区分	操業区域	区分	操業区域
1	日本海海域 利礼海域 石狩・後志海域	14	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域	32	道南・太平洋海域 根室海峡海域
2	日本海海域 石狩・後志海域	15	日本海海域 道南・太平洋海域	38	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
3	日本海海域 利礼海域	26	根室海峡海域	39	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 石狩・後志海域
4	日本海海域	27	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域	40	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域
6	道南・太平洋海域	28	日本海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域	41	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域
12	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 石狩・後志海域	29	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域		
13	日本海海域 道南・太平洋海域 石狩・後志海域	30	日本海海域 根室海峡海域		

【操業海域と漁業時期】

1 日本海海域

・操業海域
稚内市宗谷岬先端と樺太西能登呂岬先端とを結ぶ線以西、久遠・島牧両郡界茂津多岬先端から真方位297度30分の線以北の日本海海域。ただし、4の利礼海域及び5の石狩・後志海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

・漁業時期
毎年、6月1日から翌年1月31日まで

2 道南・太平洋海域

・操業海域
久遠・島牧両郡界茂津多岬先端から真方位297度30分の線以南の日本海海域及び次の各線以西の太平洋海域。ただし、噴火湾海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (1) 根室市納沙布岬灯台中心点と北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる17から22までの点を順次結んだ線
- (2) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる22の点から真方位160度の線

【噴火湾海域】 茅部郡森町砂崎灯台と室蘭市マスイ岬先端とを結んだ線以西の海域。

・漁業時期
毎年、6月1日から翌年1月31日まで（ただし、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以東、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から11月30日までとし、沙流郡と勇払郡境界線と最大高潮時海岸線との交点から206度55分の線以東、国土地理院三角点エンルム岬から真方位89度43分28秒2,396.88メートルの点から真方位180度30分の線以西の海域は、毎年、6月1日から12月31日までとする。）

3 根室海峡海域

・操業海域
次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 斜里郡と目梨郡との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から真方位32度30分1.3海里の点
- (3) (2)の点から北緯46度8秒東経146度47分44秒の点に至る線と東経145度37分45秒の線との交点
- (4) 北海道漁業調整規則第33条に基づく別表第3に掲げる点のうち1から17までの点
- (5) 根室市納沙布岬灯台中心点

・漁業時期
毎年、7月1日から翌年1月31日まで

4 利礼海域

・操業海域
次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 天塩郡の最大高潮時海岸線と北緯45度8秒の線との交点
- (2) 北緯45度8秒東経140度49分46秒の点
- (3) 北緯45度40分8秒東経140度49分46秒の点
- (4) 稚内市宗谷岬灯台中心点と樺太西能登呂岬灯台中心点とを結んだ線と北緯45度40分8秒の線との交点
- (5) 稚内市宗谷岬灯台中心点

・漁業時期
毎年、6月1日から翌年1月31日まで

5 石狩・後志海域

・操業海域
次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 久遠・島牧両郡界茂津多岬先端
- (2) 茂津多岬先端正北の線と石狩市と増毛町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線との交点
- (3) 石狩市と増毛町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

・漁業時期
毎年、6月1日から翌年1月31日まで

いか釣り漁業の許可等に関する制限措置等の取扱い（道外者）

令和 7 年（2025 年）2 月 10 日
北 海 道 水 産 林 務 部

（適用範囲）

第 1 この取扱いは、北海道沖合海域（日本海海域、道南・太平洋海域及び根室海峡海域）において、動力漁船を使用して、いか釣りにより行う漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に適用する（やりいかを主たる漁獲の対象とする漁業を除く。）。

（操業海域）

第 2 操業海域は、次のとおりとする。

1 日本海海域

稚内市宗谷岬突端と樺太西能登呂岬突端とを結ぶ線以西、久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位 297 度 30 分の線以北の日本海海域。ただし、4 の利礼海域及び 5 の石狩・後志海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

2 道南・太平洋海域

久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から真方位 297 度 30 分の線以南の日本海海域及び次の各線以西の太平洋海域。

ただし、噴火湾海域を除き、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

- (1) 根室市納沙布岬灯台中心点と北海道漁業調整規則第 33 条に基づく別表第 3 に掲げる 17 から 22 までの点を順次結んだ線
- (2) 北海道漁業調整規則第 33 条に基づく別表第 3 に掲げる 22 の点から真方位 160 度の線

【噴火湾海域】

茅部郡森町砂崎灯台と室蘭市マスイチ岬突端とを結んだ線以西の海域。

3 根室海峡海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 斜里郡と目梨郡との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1) の点から真方位 32 度 30 分 1.3 海里の点
- (3) (2) の点から北緯 46 度 8 秒東経 146 度 47 分 44 秒の点に至る線と東経 145 度 37 分 45 秒の線との交点
- (4) 北海道漁業調整規則第 33 条に基づく別表第 3 に掲げる点のうち 1 から 17 までの点
- (5) 根室市納沙布岬灯台中心点

4 利礼海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 天塩郡の最大高潮時海岸線と北緯 45 度 8 秒の線との交点
- (2) 北緯 45 度 8 秒東経 140 度 49 分 46 秒の点
- (3) 北緯 45 度 40 分 8 秒東経 140 度 49 分 46 秒の点
- (4) 稚内市宗谷岬灯台中心点と樺太西能登呂岬灯台中心点とを結んだ線と北緯 45 度 40 分 8 秒の線との交点
- (5) 稚内市宗谷岬灯台中心点

5 石狩・後志海域

次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域。

- (1) 久遠・島牧両郡界茂津多岬突端
- (2) 茂津多岬突端正北の線と石狩市と増毛町との最大高潮時海岸線における境界点正西の線との交点
- (3) 石狩市と増毛町との最大高潮時海岸線における境界点

(制限措置)

第3 北海道漁業調整規則（以下「規則という。」）第12条第1項各号に規定する制限措置は次のとおりとする。

1 漁業種類

漁業種類は、いか釣り漁業とする。

2 操業区域

操業区域は、第2に掲げる操業海域のうち、単海域又は複数海域からなる区域であって、別紙1のとおりとする。

3 漁業時期

漁業時期は、操業海域ごとに次のとおりとする。

(1) 日本海海域

毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。

(2) 道南・太平洋海域

毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。

ただし、国土地理院三角点エンルム岬から真方位 89 度 43 分 28 秒 2,396.88 メートルの点から真方位 180 度 30 分の線以東、幌泉郡と広尾郡の境界線と最大高潮時海岸線との交点から 106 度 30 分の線以西の海域は、毎年、6月1日から11月30日までとし、沙流郡と勇払郡境界線と最大高潮時海岸線との交点から 206 度 55 分の線以東、国土地理院三角点エンルム岬から真方位 89 度 43 分 28 秒 2,396.88 メートルの点から真方位 180 度 30 分の線以西の海域は、毎年、6月1日から12月31日までとする。

(3) 根室海峡海域

毎年、7月1日から翌年1月31日までとする。

(4) 利礼海域

毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。

(5) 石狩・後志海域

毎年、6月1日から翌年1月31日までとする。

4 船舶の総トン数

総トン数 30 トン未満の漁船とする。

5 許可等すべき船舶等の数

するめいかの資源保護及び漁場利用に係る調整等を勘案のうえ、制限措置の公示の都度、第3の2に掲げる操業区域ごとに、別に定めるものとする。

6 漁業を営む者の資格

- (1) 道外に住所を有する者であること。
- (2) 操業区域に面する北海道内の港（港湾又は漁港）に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であること。

(許可等の有効期間)

第4 許可の有効期間は、1年以内とする。

また、起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。

(許可等の申請期間)

第5 許可の申請期間は、規則第12条第2項の規定によるものとし、制限措置の公示の都度定めるものとする。

(漁獲物の陸揚港の制限)

第6 漁獲物の陸揚港は、次の操業区域に面する地区内に選定しなければならず、選定の条件は次のとおりとする。

ただし、操業できない区域に面する地区に漁獲物の陸揚港を選定することは認めない。

1 日本海海域

5港以内（ただし、利礼海域及び石狩・後志海域においては次のとおりとする。）

利礼海域	2港以内
------	------

石狩・後志海域	2港以内（ただし、2港を選定する場合は、北後志及び石狩地区から1港、南後志地区から1港とし、次の中から選定する。）
	《北後志及び石狩地区》 石狩市、小樽市、余市町、古平町、積丹町に位置する港
	《南後志地区》 神恵内村、泊村、岩内町、蘭越町、寿都町、島牧村に位置する港

2 道南・太平洋海域 9港以内

3 根室海峡海域 3港以内（羅臼港、根室港、尾岱沼港、標津港のうち）

(許可等の条件)

第7 許可に際しては、規則第14条の規定により、次の条件を付ける。

- 1 道南・太平洋海域においては、定置（小定置網を含む）、区画漁業の敷設漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。
- 2 道南・太平洋海域のうち、次の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域においては、次の間、昼いか釣漁業を行ってはならない。
 - (1) 北斗市葛登支岬灯台中心点
 - (2) 北斗市葛登支岬灯台中心点から180度、27,470mの点
 - (3) 北斗市葛登支岬灯台中心点から136度5.7分、15,340mの点
 - (4) 函館市汐首岬灯台中心点から180度、7,440mの点
 - (5) 函館市汐首岬灯台中心点
 - ア 6月1日から10月31日までは、日の出から日没まで
 - イ 11月1日から12月31日までは、日の出から正午まで

- 3 集魚灯であって消費電力の総和が 160kw を越える設備をしてはならない。
消費電力の総和とは、放電灯に類するものにあつては、安定器の最大消費電力の合計 kw 数、白熱灯に類するものにあつては、電球の消費電力の合計 kw 数、これらを併用する場合にあつては、その合計 kw 数とする。
- 4 集魚用水中灯は使用してはならない。
- 5 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。
やむを得ない事由により、次に掲げる陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、北海道知事に報告しなければならない。
(陸揚港)
- 6 操業する場合には、別に示す標旗を掲げなければならない。
- 7 北海道漁業調整規則第 33 条第 1 項に基づく別表第 3 に定める 1 から 22 までの点を順次結んだ線及び 22 の点から真方位 160 度の線以東の海域に立ち入ってはならない。
ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立ち入る場合は、この限りではない。
この場合にあつては、あらかじめ北海道知事に報告しなければならない。
- 8 北海道知事が漁業調整上操業に関して必要な事項を指示した場合は、これに従わなければならない。

(資源管理等の取組の推進)

第 8 この漁業を営もうとする者は、この漁業を営む者の間及びこの漁業を営む者と他種漁業を営む者との間で、あらかじめ操業協定等を締結し、これを遵守しなければならない。

(許可等の申請)

第 9 許可等の申請にあつては、規則第 9 条に定める申請書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 申請理由書（現に有効な許可等を有しない者及び規則第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号による申請の場合）
- 2 申請者の住所を管轄する都府県知事の副申書
- 3 漁船原簿謄本
- 4 代表者選定届（共同経営の場合）
- 5 許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書
- 6 船舶使用承諾書及び印鑑証明書（用船の場合）
- 7 経営の内容を詳細に記載した書類（共同経営の場合）
- 8 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合（水産業協同組合法に基づき都府県知事が認可した法人を除く。））
- 9 旧許可受有者の廃業届及び印鑑証明書（規則第 15 条第 1 項第 2 号から第 4 号による申請の場合）
- 10 事業計画書（現に有効な許可等を有しない者からの申請の場合）
- 11 陸揚げ港に所在する漁業協同組合等の陸揚げ同意書
- 12 起業の認可指令書（起業の認可に基づく申請の場合）
- 13 その他知事が特に必要と認めて指示した書類

(申請書の提出)

第10 申請書は、住所地を管轄する都府県知事を経由して、北海道知事に提出するものとする。

(許可等の基準)

第11 第3の5の許可等すべき船舶等の数を超えた申請があつた場合における規則第12条第5項に規定する許可等の基準は、別紙2のとおりとする。

(資源管理の状況等の報告等)

第12 この漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定に基づく資源管理の状況等の報告について、別紙3により、知事に提出するものとする。

なお、上記の報告書は、申請者の住所地を管轄する都府県を経由して提出するものとする。

また、知事は、上記の報告書以外に、資源保護、資源管理上必要な場合は、許可を受けた者に直接又はその者の住所地を管轄する都府県を経由して、操業に関する報告を求めることができる。

(許可番号の表示)

第13 規則第32条第1項の規定により表示する許可番号は、次のとおりとする。

「ホクいか第〇〇〇〇〇〇〇号」

(1) (2)

(注) (1) は道外番号(3桁:999)を表示する。

(2) は許可一連番号を表示する。

(許可証の交付)

第14 許可証は、実地検査のうえ交付するものとする。

附 則

1 平成2年4月12日施行の「いか釣り漁業の許可等に関する取扱方針」は廃止する。

2 この扱いは、令和2年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月29日漁管第2248号)

1 この扱いは、令和3年1月29日から施行する。

附 則 (令和7年2月10日漁管第2294号)

1 この扱いは、令和7年2月10日から施行する。

(改正経過)

1 令和2年12月1日 施行

2 令和3年1月29日 一部改正

3 令和7年2月10日 一部改正

別紙 1

【操業区域】

区分	操業区域	区分	操業区域	区分	操業区域
1	日本海海域 利礼海域 石狩・後志海域	14	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域	32	道南・太平洋海域 根室海峡海域
2	日本海海域 石狩・後志海域	15	日本海海域 道南・太平洋海域	38	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域
3	日本海海域 利礼海域	26	根室海峡海域	39	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 石狩・後志海域
4	日本海海域	27	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域 石狩・後志海域	40	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域 利礼海域
6	道南・太平洋海域	28	日本海海域 根室海峡海域 石狩・後志海域	41	日本海海域 道南・太平洋海域 根室海峡海域
12	日本海海域 道南・太平洋海域 利礼海域 石狩・後志海域	29	日本海海域 根室海峡海域 利礼海域		
13	日本海海域 道南・太平洋海域 石狩・後志海域	30	日本海海域 根室海峡海域		

別紙2
許可等の基準（第11関係）

申請者区分	優先位	基準	許可等者の決定方法								
操業実績者	第1位	従前の当該漁業許可（以下「従前許可」という。）の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者である者。【操業実績者】	許可等すべき船舶等の数（以下「公示隻数」という。）の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等に決定する。 当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第2位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者であって、従前許可の各漁期にこの漁業を営んだ実績がある者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第11条第1項第1号に該当しない者）【操業実績者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
新規者	第3位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第4位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業許可等を有する者。（漁業等に関する法令違反がある者で、規則第11条第1項第1号に該当しない者）【許可受有者】	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを実施し、公示隻数の範囲内で許可等する者を決定する。								
	第5位	従前許可の有効期間満了日において、現に有効な当該漁業の許可等を有しない者	上位の許可等者と当該順位にある申請者を許可等してもなお公示隻数の範囲内であれば、当該順位にある申請者を許可等する者に決定する。 上位の許可等者と当該順位の申請者が公示隻数を超える場合は、当該順位の申請者全員を対象に公正な方法によるくじ引きを行い、許可等する者を定める。								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>勘案事項</th> <th>基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者の漁業経験</td> <td>この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> <tr> <td>申請者の住所</td> <td>操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者</td> <td>3点 2点 1点</td> </tr> </tbody> </table>	勘案事項	基準	配点	申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3点 2点 1点	申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3点 2点 1点
勘案事項	基準	配点									
申請者の漁業経験	この漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のすべてが同じ漁業）の経験がある者 この漁業と同種漁業（水産動植物の種類、漁具の種類及び漁業の方法のいずれかが同じ漁業）の経験がある者 その他の漁業経験がある者	3点 2点 1点									
申請者の住所	操業区域に面する地区に住所を有する者 操業区域に関連する地区に住所を有する者 上記以外の者	3点 2点 1点									

（注）随時の公示による許可の場合は、「従前許可の有効期間満了日」を「申請日」と読み替える。

年 いか釣り漁業の資源管理等の状況報告書

北海道知事様

使用漁船		乗組員数		所属漁協
漁船登録番号	トン数	全員	うち自家分	

許可番号	第 号
住所	
漁業者氏名	
船名	
報告年月日	

陸揚港	着業年月日	終業年月日
港	年 月 日	年 月 日

月別	主たる 操業位置 (沖底漁区)	操業 日数	延使用 漁具数	魚種別漁獲量・漁獲金額 (上段:キログラム、下段:円)				
				するめいか			その他	合計
月		日						
合計								

経 費 (円)								差引損益(円)
漁船費	漁具費	償却費	燃油費	人件費	飼料費	その他	合計	

資 源 管 理 の 状 況 等	
資源管理の取組実績	
自主的な取組等の実施状況	

※資源管理の取組実績は、操業期間、操業時間を規制している場合に、その遵守状況等を記載
 ※自主的な取組等の実施状況は、休漁(〇〇部会による合意事項)、〇〇の種苗放流(5cmサイズ、〇月〇千尾、〇月〇千尾)、藻場造成(〇〇を〇月に〇基設置)、有害生物の除去(〇月に〇〇を〇〇kg)等を記載
 ※この様式は例示であり、この様式によらない場合であっても報告書としての要件が具備されていれば有効であること

別記 標旗の様式

600mm



400mm

※○は元号及び年を記載する。

- 1 文字の色は、黒色とする。
- 2 地色については、操業海域ごとに次のとおりとする。

操 業 区 域	標旗の地色	種 類
利礼海域	赤 色	A
石狩・後志海域	黄 色	B
日本海海域	緑 色	C
道南・太平洋海域	橙 色	E
根室海峡海域	紫 色	G

【参考】公示(案)と前回公示との対比表(いか釣り漁業・北海道沖合海域・道外者)

区分	1	2	3	4	6	12	13	14	15	26	27	28	29	30	32	38	39	40	41	計
	日本海	日本海	日本海	日本海	道南・太平洋	道南・太平洋	道南・太平洋	道南・太平洋	道南・太平洋	根室海峡	根室海峡	根室海峡	根室海峡	根室海峡	道南・太平洋	道南・太平洋	道南・太平洋	道南・太平洋	道南・太平洋	
前回公示筆数(A) (R7.3.28)	3	8	3	0	195	13	25	2	2	0	1	0	0	0	3	26	13	1	0	295
R8公示(案)(B) (R8.3.30(予定))	3	5	2	0	189	8	20	3	2	0	1	0	0	0	3	24	13	0	0	273
青森	0	2	1	0	170	3	19	3	1	0	0	0	0	0	2	15	8	0	0	224
岩手	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	14
宮城	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
山形	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	6
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
新潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
石川	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
福井	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	7
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6
前回公示との差 (B)-(A)	0	-3	-1	0	-6	-5	-5	1	0	0	0	0	0	0	0	-2	0	-1	0	-22